

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

19

### 規則

- 都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則  
（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則…（同）…四
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則…（都市整備局市街地建築部調整課）…二
- 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…（環境局総務部環境政策課）…三
- 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（環境局自然環境部計画課）…三
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉局子供・子育て支援部企画課）…三

### 規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都規則第八十号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する

規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則（昭和四十五年東京都規則第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（開発行為許可申請書等の様式及び添付図書）

第二条 法第二十九条の規定による許可を受けようとする者は、規則第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書に法第三十条第二項及び規則第十七条に規定する書面及び図書のほか次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 法第四条第十三項に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）となるべき土地の公図の写し

二 開発区域となるべき土地の登記事項証明書

三 その他知事が必要と認める図書

2 法第三十五条の二第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記第一号様式に規定する開発行為変更許可申請書に規則第二十八条の三に規定する図書のほか知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 法第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出を行おうとする者は、別記第一号様式の二に規定する開発行為変更届出書に知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

第三条及び第四条を削る。

第五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「の印鑑証明書」を

「が本人であることを確認するに足りる書類」に改め、同項を同条第二項とし、同条を

第三条とする。

第六条を第四条とし、第六条の二を削り、第七条を第五条とする。

第八条第二項を削り、同条を第六条とする。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「開発許可標識」の下に「又は前項に規定する開発許可標識に代える標識」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十五条第二項の規定に基づき同法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされ、又は同法第三

十四条第二項の規定に基づき同法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた場合には、同法第四十九条の標識に次に掲げる事項を記載したものをもって前項の開発許可標識に代えることができる。

一 開発許可標識である旨の表示

二 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発区域の面積

四 工事施行者の住所

第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「東京都公報に登載して」を「インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により」に改め、同条を第九条とする。

第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とし、第十五条を削る。

第十六条中「別記第十二号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条第一項中「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条第三項中「別記第十四号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条中「別記第十五号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十九条中「別記第十六号様式」を「別記第十五号様式」に改め、同条を第十六条とする。

別記第一号様式中「第4条」を「第2条」に改め、同様式備考一中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域又は同法第26条第1項の特定盛土等規制区域」に、「第8条第1項本文の宅地造成」を「第16条第1項の宅地造成等」に、「許可が不要となります」を「変更許可又は同法第35条第1項の特定盛土等に関する工事の変更許可を取得したとみなされます」に改める。  
別記第一号様式の二中「第4条」を「第2条」に改める。

別記第一号様式の三を次のように改める。

別記第1号様式の3(第3条関係)

同意証明書

の施行に係る都市計画法(第29条の規定による開発行為)及び(第35条の2の規定による開発行為の変更)については、別冊の設計説明書及び設計図により施工することに同意したことを証明します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	摘要

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	摘要

備考

- 1 権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- 2 当該権利に係る土地又は工作物が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3 住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

別記第一号様式の四を削る。

別記第二号様式中「第6条」を「第4条」に改める。

別記第二号様式の二から別記第二号様式の五までを削る。

別記第三号様式及び別記第三号様式の二中「第7条」を「第5条」に改める。

別記第四号様式中「(第8条)」を「(第6条)」とし、「第8条第1項」を「第6条」に改める。

別記第四号様式の二を削る。

別記第五号様式中「第9条」を「第7条」にし、

許可を受けた者の住所・氏名	電話 ( )
工事施行者の住所・氏名	電話 ( )

を

許可を受けた者の住所・氏名	
工事施行者の住所・氏名	

に

改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「第10条」を「第8条」に改める。

別記第八号様式及び別記第八号様式の二中「第12条」を「第10条」に改める。

別記第九号様式及び別記第九号様式の二中「第13条」を「第11条」に改める。

別記第十号様式中「第14条」を「第12条」に改める。

別記第十一号様式及び別記第十一号様式の二を削る。

別記第十二号様式中「別記第12号様式(第16条関係)」を「別記第11号様式(第13条関係)」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

別記第十三号様式中「別記第13号様式(第17条関係)」を「別記第12号様式(第14条関係)」に改め、同様式を別記第十二号様式とする。

別記第十四号様式中「別記第14号様式(第17条関係)」を「別記第13号様式(第14条関係)」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

同様式)」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第十五号様式中「別記第15号様式(第18条関係)」を「別記第14号様式(第15条関係)」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

別記第十六号様式を次のように改める。

別記第15号様式 (第16条関係)

(表)

第 号  
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名  
氏 名

年 月 日 交付  
年 月 日 限り有効

東京都知事 

写真

(裏)

この証明書を携帯する者は、次表に掲げる法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項

別記第十六号様式を別記第十五号様式とする。

附 則

1 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行の日から施行する。ただし、第十一条中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十一号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

東京都宅地造成等規制法施行細則（昭和三十七年東京都規則第五百四十四号）の全部を改正する。

目 次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 盛土規制法調書（第三条―第五条）
  - 第三章 技術的基準（第六条―第十三条）
  - 第四章 特定工程（第十四条・第十五条）
  - 第五章 雑則（第十六条―第二十一条）
- 附 則

第一章 総 則

(趣 旨)

第一条 この細則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三

七年建設省令第3号。以下「規則」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和六年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項について定めるとともに、令第二十條第一項(令第三十條第一項において準用する場合を含む。)(の措置及び令第二十條第二項(令第三十條において準用する場合を含む。))の規定に基づく技術的基準の強化又は付加に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二條 この細則で使用する用語の意義は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

第二章 盛土規制法調書

(盛土規制法調書)

第三條 知事は、法第十二條第一項又は法第三十條第一項の規定による許可をしたときは、当該許可に係る土地について、盛土規制法調書(以下「調書」という。)に登録するものとする。

2 条例第五條第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
  - 二 工事の許可年月日及び許可番号
  - 三 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
  - 四 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
  - 五 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
  - 六 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
  - 七 公図の写し
  - 八 規則第七條第一項第一号又は同條第二項第一号に掲げる図面(位置図を除く。)
- 3 知事は、法第十七條又は法第三十六條の規定による完了検査を行った場合において、当該工事が法第十三條第一項又は法第三十一條第一項に適合していると認めるときは、調書にその旨を付記しなければならない。
- 4 条例第五條第三項の規定に基づき、調書の写しの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出するものとする。
- 一 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人に

あつては、その主たる事務所の所在地)

二 調書に登録されている工事の許可番号

三 必要な写しの部数

四 その他知事が必要と認める事項

(調書の閲覧の方法)

第四條 調書の閲覧は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 インターネットを利用する方法

二 知事が別に定める日時及び場所における調書の閲覧

(調書の閉鎖)

第五條 知事は、第十八條の規定による工事の廃止の届出があつた場合又は法第二十條第一項若しくは法第三十九條第一項の規定による許可の取消しを行った場合は、遅滞なく、調書を閉鎖するものとする。

第三章 技術的基準

(地盤について講ずる措置に關する技術的基準)

第六條 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。ただし、次項に規定する地盤の安定計算を行った場合は、この限りでない。

- 一 盛土の高さが三メートルを超え、十メートル以下の場合 高さ三メートル以内ごとに幅一・五メートル以上の小段を設けること。
- 二 切土の高さが五メートルを超える場合 高さ五メートル以内ごとに幅一・五メートル以上の小段を設けること。
- 2 高さが十メートルを超える盛土をする場合においては、当該盛土をした後の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ること確かめなければならない。

一 盛土をする土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることに  
より、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土  
の内部に侵入することが想定されるもの

二 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高  
さが五メートル以上となるもの

三 盛土の高さが十メートルを超えるもの  
(地盤の許容応力度)

第七条 令第九条第三項第二号（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の  
地盤の許容応力度は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十  
三条本文の方法の例により定めなければならない。

2 令第十条（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の間知石練積み造そ  
の他の練積み造の擁壁の構造は、前項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該  
擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめたものでなければな  
らない。

3 令第十七条（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する擁壁を  
設置するときは、第一項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地  
盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめなければならない。

第八条 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可の申請時における構  
造計算においては、前条の規定にかかわらず、建築基準法施行令第九十三条ただし書  
の規定による数値を用いることができる。

2 法第十五条又は法第三十四条の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる  
工事に係る構造計算においては、前条の規定にかかわらず、建築基準法施行令第九十  
三条ただし書の規定による数値を用いることができる。

3 前二項に規定する方法により構造計算を行った場合においては、当該許可に係る工  
事に着手した後、前条第一項の規定により地盤の許容応力度を定め、その結果が当該  
数値を上回ることを確かめなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 第六条第三項各号に掲げる盛土又は高さが十メートルを超える切土をした土地

の部分に生ずる崖面に設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の  
構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでな  
ければならない。

一 土圧、水圧、自重及び地震力による荷重（以下この条において「土圧等」とい  
う。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。  
三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンク  
リートの短期許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンク  
リートの終局耐力を超えないことを確かめること。

三 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメント以下であることを確  
かめること。

四 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗  
力その他の抵抗力以下であることを確かめること。

五 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の極限支持力度を超えない  
ことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、令第九条第三項（令第三十条第一項において準用  
する場合を含む。）に定めるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める  
ところによらなければならない。

一 前項第一号の構造計算 設計水平震度〇・二〇以上

二 前項第二号から第五号までの構造計算 設計水平震度〇・二五以上

(任意に設置する擁壁の構造)

第十条 法第十二条第一項若しくは法第十六条第一項の許可（法第十五条又は法第三十  
四条の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）に係る宅地造成  
に関する工事又は法第三十条第一項若しくは法第三十五条第一項の許可（法第三十四

条又は法第三十五条第四項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)に係る特定盛土等に関する工事により設置する擁壁で高さ二メートル以下の崖面に設置するもの(令第八条第一項第一号(令第三十条第一項において準用する場合を含む。))の規定により設置されるものを除く。)は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造又は令第十七条に規定する擁壁(令第三十条第一項において準用する場合を含む。))としなければならない。ただし、災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十一条 第六条第三項各号に掲げる盛土又は高さが十メートルを超える切土について、令第十七条(令第三十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する擁壁を設置するときは、中規模地震動(設計水平震度が〇・二〇相当の地震動をいう。))及び大規模地震動(設計水平震度が〇・二五相当の地震動をいう。))に対応した擁壁としなければならない。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十二条 令第十九条第二項(令第三十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定は、令第十九条第二項に規定する主務省令で定める措置のうち、規則第三十四条第一項第二号の措置による場合には、適用しないものとする。(擁壁等の設置の緩和)

第十三条 盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は農地、採草放牧地、森林等に接する場合において、災害の防止上支障がないと認められるときは、令第八条(令第三十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による擁壁又は令第十四条(令第三十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法により措置することができる。

- 一 石積み工
  - 二 編柵工、筋工又は積苗工
  - 三 前二号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法
- 第四章 特定工程

(特定工程の通知)

第十四条 条例第四条第二項の規定による通知は、特定工程通知書(別記第一号様式)により行うものとする。

(特定工程の指定の通知)

第十五条 条例第四条第五項の規定による通知は、特定工程指定通知書(別記第二号様式)により行うものとする。

第五章 雑則

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第十六条 規則第七条第一項第十二号及び規則第六十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 二 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 三 排水施設の設計に係る書類
- 四 土地の求積図
- 五 擁壁の展開図

2 規則第七条第二項第十号及び規則第六十三条第二項第二号の規則で定める書類は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。

3 規則第五十八条第一項第二号の規則で定める書類は、第一項第四号及び第五号に掲げるものとする。

4 規則第五十八条第二項第二号の規則で定める書類は、第一項第四号に掲げるものとする。

(工事着手届)

第十七条 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可(法第十五条又は法第三十四条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。))を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに工事着手届(別記第三号様式)を知事に提出するものとする。

一 法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真

二 防災計画平面図

三 工事の工程を示す書類

四 緊急時における連絡方法

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第二項又は法第三十四条第二項の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる工事にあつては、都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則（昭和四十五年東京都規則第百五十三号）第六条の工事着手届出書に前項各号に掲げる書類を添付して提出することにより、前項の工事着手届の提出に代えることができる。

(工事の廃止)

第十八条 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可（法第十五条第一項又は法第三十四条第一項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

(定期の報告)

第十九条 法第十九条第一項及び法第三十八条第一項の規定による報告は、定期報告書（別記第四号様式）により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第二十条 法第七条第一項（法第二十四条第二項及び法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記第五号様式による。

(監督処分の公表)

第二十一条 条例第六条の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第六条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 監督処分に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の場所
- 二 監督処分の原因となった行為の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可（経過措置期間（改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間をいう。以下同じ。）の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

別記  
第1号様式 (第14条関係)

様  
第 年 月 日  
東京都知事  
特定工程通知書

次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号。以下「法」という。) 第18条第1項又は第37条第1項に規定する特定工程を含むため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例 (令和6年東京都条例第36号) 第4条第2項の規定により通知します。  
特定工程ごとに定める当該特定工程後の工程に係る工事は、法第18条第2項又は第37条第2項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手することができません。

1 許可番号	第 号	
2 工事主の住所及び氏名 ※1		
当該の有無 ※2	特定工程	特定工程後の工程
	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
	盛土をする前の地盤に対し段切りを行う工事の工程	盛土をする工事の工程
	擁壁の設置のための根切りを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
	擁壁の基礎地盤の改良を行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
	擁壁の基礎ぐいの打込みを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
	擁壁 (鉄筋コンクリート造のものに限る。) の鉄筋の組立てを行う工事の工程	コンクリートを打設する工事の工程
	擁壁の根入れ部分 (縦筋み道のものに限る。) を築造する工事の工程	擁壁の地表面を超える高さの部分に築造する工事の工程
	盛土の内部に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
	盛土の内部に透水層を設ける工事の工程	透水層の上面に盛土をする工事の工程

※1 法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。

※2 特定工程を含む場合は「○」を、含まない場合は「ー」を記載する。

(日本産業規格 A列 4番)

第2号様式 (第15条関係)

様  
第 年 月 日  
東京都知事  
特定工程指定通知書

次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例 (令和6年東京都条例第36号) 第4条第4項の規定に基づき特定工程とする工程を指定したので、同条例第5項の規定により通知します。

1 許可番号	第 号
2 工事主の住所・氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
3 指定する工程	

備考  
指定した工程以外の工程は、宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第18条第1項又は第37条第1項の中間検査の対象となりません。

(日本産業規格 A列 4番)

第3号様式（第17条関係）

工事着手届

年 月 日

工事主 住所  
 氏名  
 【法人にあっては、その事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名】

殿

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和6年東京都規則第81号）第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可番号	第 号
2	工事着手年月日	年 月 日
3	工事完了予定年月日	年 月 日
4	工事施行者の住所・氏名 【法人にあっては、主たる 事務所所在地、名称 及び代表者の氏名】	
5	現場管理及び連絡の 先	

（日本産業規格A列4番）

第4号様式（第19条関係）

定期報告書

年 月 日

工事主 住所  
 氏名  
 【法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名】

殿

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項又は第38条第1項の規定に基づき、工事の実施状況等について次のとおり報告します。

共	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	工事の許可年月日及び許可番号	
	3	前回の報告年月日 （2回目以降のみ記入）	
	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7	報告の時点における擁壁等 に関する工事の進捗状況	
	8	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	9	報告の時点における土石の堆積の面積	
	10	報告の時点における土石の土量	
	11	前回の報告の時点から新たに堆積された 土石の土量及び除却された土石の土量	

備考  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。

（日本産業規格A列4番）

第5号様式 (第20条関係)

(表)

第 号  
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名  
氏 名

年 月 日 交付  
年 月 日 限り有効

東京都知事 印

写真

(裏)

この証明書を携帯する者は、次表に掲げる法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「工作物（）」の下に「東京都が置く」を加え、「規定により東京都が置く」を削り、「建築主事」の下に「又は同条第七項の建築副主事」を加える。

第三号ハ中「第三項」の下に「、同令第三百三十七条の第十二第六項、第七項」を加える。  
第十二号中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に改める。  
第十五号中「第八条」を「第六条」に改める。

第二十三号を次のように改める。

二十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「規制法」という。）による事務のうち、次に掲げる事務

イ 規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可

ロ 規制法第十二条第二項又は第三十条第二項の規定による不許可（規制法第十六条第三項又は第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

ハ 規制法第十二条第三項又は第三十条第三項の規定による条件の付与（規制法第十六条第三項又は第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

ニ 規制法第十二条第四項又は第三十条第四項の規定による公表（規制法第十六条第三項又は第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

ホ 規制法第十四条第二項又は第三十三条第二項の規定による通知（規制法第十六条第三項又は第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

ヘ 規制法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定による協議（規制法第十六条第三項又は第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

ト 規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による変更の許可及び規制法

第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出の受理

第二十四号中「第十三条」を「第十七条第一項又は第三十六条第一項」に、「及び」を「、規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の規定による」に改め、「交付」の下に「、規制法第十七条第四項又は第三十六条第四項の規定による除却の確認及び規制法第十七条第五項又は第三十六条第五項の規定による確認済証の交付」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十四の二 規制法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事を完了の検査及び規制法第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付に關すること。

二十四の三 規制法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による定期の報告書の受理

第二十五号中「第十四条」を「第二十条又は第三十九条」に改め、「監督処分」の下に「、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和六年東京都条例第三十六号)第六條の規定による公表」を加え、「第十六条第二項の規定による宅地保全」を「第二十二條第二項又は第四十一条第二項の規定による土地保全」に、「第十七条」を「第二十三條又は第四十二条」に、「第十八条」を「第二十四条又は第四十三条」に改める。

第二十六号中「第十五条」を「第二十一条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十条第一項、第三項若しくは第四項」に改め、「受理」の下に「、規制法第二十一条第二項又は第四十条第二項の規定による公表」を加え、「第十九条」を「第二十五条又は第四十四条」に改め、同号の次に次の五号を加える。

二十六の二 規制法第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による公表、同条第三項による勧告及び同条第四項の規定による命令に關すること。

二十六の三 規制法第二十八条第一項の規定による届出の受理並びに同条第三項において準用する規制法第二十七条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による勧告及び同条第四項の規定による命令に關すること。

二十六の四 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第八十八条に規定する証明書の発行に關すること。

二十六の五 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第四条第二項の規定による特定工

程の通知、同条第三項の規定による書面(電磁的記録によるものを含む。)の受理、同条第四項の規定による特定工程の指定及び同条第五項の規定による特定工程の指定の通知に關すること。

二十六の六 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第五条第一項の規定による盛土規制法調書(以下「調書」という。)の調製及び保管、同条第二項の規定による調書への登録、同条第三項の規定による調書の閲覧及び写しの交付、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和六年東京都規則第八十一号)第三条第三項に規定する調書への付記並びに同条第四項に規定する申請書の受理に關すること。

第二十七号中「東京都宅地造成等規制法施行細則(昭和三十七年東京都規則第五百十四号)第七条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第十七条第一項」に改め、「受理」の下に「及び同規則第十八条に規定する工事の廃止の届出の受理」を加える。

第二十八号中「第二十六条から第三十条まで」を「第五十五条から第六十条まで」に、「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第三十七号中「及びり中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。第四十九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律」に改める。

第五十号中「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律施行細則」を「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律施行細則」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二号、第十五号、第二十三号及び第二十四号の改正規定、同号の次に二号を加える改正規定、第二十五号及び第二十六号の改正規定、同号の次に五号を加える改正規定並びに第二十七号及び第二十八号の改正規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和六年東京都条例第三十六号)の施行の日から施行する。

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十三号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第八 十三の部(六)の項、二十四の部(二)の項及び二十五の部(二)の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条」を「第十五条第一項」に改める。

附則

この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行の日から施行する。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「昭和二十五年法律第百三十七号」の下に「以下「漁港漁場整備法」という。」を加え、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第三十二條第一号ハ(ト)及び第三十五條第一項第二号ロ中「第四十条」を「第六十六条」に改める。

別記第十五号様式中「宅地造成等規制区域」を「宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別記第十五号様式の改正規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則別記第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「医療費支給認定の申請」の下に「及び小児慢性特定疾病要支援者証明（法第十九条の二十二第四項に規定する証明をいう。）の申請」を加え、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書兼同意書」に改め、「(第二号に掲げる書類は、ヒト成長ホルモン治療を行う場合に限る。）」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第六項中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書（更新）兼同意書」に、「第一項第一号及び第三号」を「第一項各号」に改め、「及び小児慢性特定疾病成長ホルモン治療用意見書（継続）（別記第十一号の様式）（ヒト成長ホルモン治療を行う場合に限る。）」を削る。

第十八条第四項中「、医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センター」を「及び医療型障害児入所施設」に改める。

別記第十一号様式を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書兼同意書

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名	〒	区市町村	電話番号	( 歳 )
住所	東京都	区市町村	〒	丁目 番 号
			団地 注	マンション 号
			本人・家族	
種類	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・生保		(注職場保険者)	
保険	番号	番号	番号	
病名	1	2	3	
自己負担限度額に該当する場合、当該項目に関する特例(※1)に○をつけてください。				
名称	重症申請	人工呼吸器等装着	高額かつ長期	世帯内被扶養
所在地				
名称				
所在地				
フリガナ			姓 柄	
氏名	1 受診者の住所・電話番号と同じ場合は左の数字に○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。	〒	電話番号	父・母・その他( )
住所	東京都	区市町村	〒	丁目 番 号
			団地 注	マンション 号
				様方
【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となつてゐる理由】				
(左記の欄から申請日までの期間が1か月より短い場合は記載不要)				
<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費見舞の受領に期間を要したため				
<input type="checkbox"/> 症状の悪化により、申請書類の準備・提出に時間を要したため				
<input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため				
<input type="checkbox"/> その他( )				
登録者証申請(※3) 申請する ・ 申請しない				
<p>(※1) 〇重症申請…重症認定基準を満たしている 〇人工呼吸器等装着…人工呼吸器等を装着している 〇高額かつ長期…医療費総額が5万円/月(医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある 〇世帯内被扶養…医療保険上の世帯内に小児慢性特定疾病又は難病の認定受給者がいる</p> <p>(※2) 医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載すること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に特異的創薬の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③小児慢性特定疾病に係る政策立案及び患者支援の基礎資料として利用されることに同意します。</p> <p>(※3) 「申請する」を選択した場合、区市町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがある。</p> <p>別紙「小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証申請における医療意見書情報の研究等への利用について」をお読みの上、下記①から③までについて同意される方は、以下に署名をお願いします。</p> <p>私は、本申請書の内容及び本申請書に添付した医師意見書、厚生労働省において、①データベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に特異的創薬の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③小児慢性特定疾病に係る政策立案及び患者支援の基礎資料として利用されることに同意します。</p> <p>患者氏名 _____ 年 月 日</p> <p>※患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、以下も記入してください。</p> <p>代理人氏名 _____</p>				
<p>私は、上記条項の医療費支給認定を受けたので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>また、この申請に必要な場合は、東京都において医療機関に直接、医療意見書に関する医療情報を確認することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者氏名 _____</p>				
区市町村使用欄		東京都使用欄		
受付年月日	本人確認	重症申請	所得階層	同一世帯内
		有	高額長期	重症認定
				人工呼吸器等

(日本産業規格JIS X 9001)

別記第十一号の三様式を次のように改める。

第十一号の三様式 削除

別記第十一号の七様式を次のように改める。



別記第十一号の九様式及び第十一号の十様式を次のように改める。

第11号の9様式(第6条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書(更新)兼同意書

申請書が御記入ください

フリガナ 氏名									
郵便番号	電話番号	生年月日	住所						
性別	年齢	病名							
種別									
保険記号									
医師 機関 名 所在地									
自己負担額等額に関する特例(※1)									
申請者 フリガナ 氏名 郵便番号 住所									
【該当者(※2) 小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することと考えることと適当と考えられる年月日(※3)】									
登録者証申請(※3)									

※1 ○重症申請…重症認定基準を満たしている ○人工呼吸器等装着…人工呼吸器等を装着している ○高額かつ長期…医療費総額が5万円/月(医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある ○世帯内区分…医療保険上の世帯内に小児慢性特定疾病又は難病の認定受給者がいる

※2 前有効期間内に更新申請を行わず、期間経過後に本申請書により新規申請を行う場合のみ記載。医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することと適当と考えられる年月日を記載する。更新開始日は、診断年月日又は申請日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかつた場合は最長3か月前)の日より遅く、かつ翌日より遅く申請すること可能

※3 「申請する」を選択した場合、区市町村が「アンケート」を用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することができる。

知照 小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証申請における医療意見書情報等の利用について」をお読みの上、下記①から③までについて同意されます方は、以下に署名をお願いします。

私は、本申請書の内容及び本申請書に添付した医療意見書が、厚生労働省において、①データベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に関する制薬の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③小児慢性特定疾病に係る政策立案及び患者支援の基礎資料として利用されることに同意いたします。

※患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、以下も記してください。

患者氏名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
代理人氏名 \_\_\_\_\_

上記疾病の医療費の支給を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。  
また、この申請に必要な場合は、東京都において医療機関に直接、医療意見書に関する医療情報を確認することに同意します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
東京都知事 腰 \_\_\_\_\_ 申請者氏名 \_\_\_\_\_

区市町村役所用欄  
受付年月日 本人確認  
重症申請 所得階層 同一世帯 高額長期 重症認定 人工呼吸器等 有

東京都使用欄  
重症申請 所得階層 同一世帯 高額長期 重症認定 人工呼吸器等 有

(日本産業規格JIS X 5035)

第十一号の十様式 削除

附則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第十一号様式、第十一号の七様式及び第十一号の九様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 五〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

